平成２１年（フ）第２３６３号
札幌市東区北50条東９丁目６番１号　ピュアコート102号
債務者　中原　敏晴
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７２号
札幌市北区北32条西４丁目２番18号　我妻ハウス８号
債務者　有田　義信
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７９号
札幌市豊平区豊平１条６丁目２番８号　伊藤ビル205号
債務者　宮澤　秀貴
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８０号
北海道江別市上江別南町31番地の８
債務者　深谷　冨子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８１号
札幌市手稲区前田５条11丁目２番18号　横山コーポ203号
債務者　佐藤　教夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８８号
札幌市豊平区月寒中央通８丁目３番16―1003号
債務者　成田　律子（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９８号
札幌市白石区栄通８丁目４番22号　マンション竹森305号
債務者　穴山　正隆
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１３号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目１番８―502号
債務者　谷内慎太郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１８号
札幌市白石区北郷９条８丁目４番30号　カジュアル北郷101号
債務者　長尾　沙織（旧姓三友）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２５号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―404号
債務者　大滝美智子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１号
埼玉県越谷市東越谷１丁目16番地７グランデール東越谷105号、申立時の住所山形県酒田市南千日町８番26号
債務者　大槻　真人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６２号
埼玉県越谷市東越谷１丁目16番地７グランデール東越谷105号、申立時の住所山形県酒田市南千日町８番26号
債務者　大槻　真喜
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２８８号
群馬県高崎市宿横手町115番地３
債務者　磯田　麻衣
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９０号
群馬県高崎市倉賀野町2317番地
債務者　澤田　眞治
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９１号
群馬県高崎市倉賀野町2317番地
債務者　澤田はるひ（旧姓森枝）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９６号
群馬県高崎市井野町192番地６　ナイスアーバン井野204号
債務者　小池　昭光
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３５号
埼玉県入間市扇台１丁目５番38号
債務者　岩谷　　武
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部